

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

凡 例

本「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略称
金融商品取引法	法
金融商品取引法第二章の六の規定による重要情報の公表に関する内閣府令	重要情報公表府令
金融商品取引業等に関する内閣府令	金商業等府令
金融商品取引法第27条の36の規定に関する留意事項について（フェア・ディスクロージャー・ルールガイドライン）	ガイドライン

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
●問2（情報管理の方法）		
1	フェア・ディスクロージャー・ルール（以下「FDルール」といいます。）の対象となる情報管理の方法について、上場会社等は、ガイドライン問2の（答）で示された3つの方法から、自らの状況を踏まえ任意に選択できるとの理解でよいか。	問2の（答）は、FDルールを踏まえた重要情報の管理方法として、それぞれの上場会社等の実情に応じて管理することが考えられることを記載しています。 FDルールの実施に当たっては、上場会社等と投資家との対話の中で、実務の積上げを図っていくことが望ましいと考えられているところであり、上場会社等においては、何が重要情報に当たるかについて、投資家と積極的に対話することが期待されています。
2	ガイドライン問2の（答）②には、「インサイダー取引規制の対象となる情報」などが、「当面」管理する情報と記載されているが、現時点において、今後管理する情報として想定しているものがあるのか。	こうした実務の積上げの中で、上場会社等の実情に応じ、どのような情報を重要情報として管理していくかが確定していくものと考えられます。
3	ガイドライン問2の（答）について、ガイドラインとしての有用性を高める観点から、例えば、ガイドライン問4の（答）の第1文を問2の（答）の冒頭で明示することや、問2と問4の順序を入れ替え、重要情報の考え方を示した上で、問2の（答）においてその管理方法の具体例を示す、という順序に修正してはどうか。 また、例えば、問2の（答）に④を追加し、問4の（答）①や②などの重要情報に該当する可能性のある情報を管理対象として加えるほか、自社の事業や関連する業種における実務の動向を踏まえて、管理対象とすべき情報を自主的・定期的に更新し、管理態勢を整備することなどを記載してはどうか。	ご意見を踏まえ、問4の（答）の第1文を問2の（答）の冒頭に記載することといたします。 また、問4の（答）①や②において、FDルールの対象となり得るものとして例示されている情報は、問2の（答）において明示したいずれの情報管理の方法においても、管理が求められるものに含まれるものと考えられます。

4	<p>ガイドラインに、「決算情報」とは何かについて、より明確な基準を明記してほしい。例えば、小売業等が開示する「月次」の数値や、決算に関する「上振れ」「下振れ」等を示唆する情報は含まないとの理解でよいか。</p>	<p>ガイドライン上、管理が求められる「決算情報」については、問2の(答)②において、「年度又は四半期の決算に係る確定的な財務情報」と記載しており、十分な明確化が図られているものと考えます。「年度又は四半期の決算に係る確定的な財務情報」であって、公表されれば有価証券の価額に重要な影響を及ぼす蓋然性のあるものであれば、決算に関する定量的な情報のみならず、増収見込みである旨などの定性的な情報も、「決算情報」に該当するものと考えられます。「月次」の売上等の数値については、上述の「決算情報」の定義に従えば、一般的にはそれ自体では「決算情報」には該当しないものと考えられます。</p>
5	<p>以下の情報は、FD ルールの対象となるのか。</p> <p>(i) 決算情報以外のインサイダー取引規制の対象となり得る情報(組織再編など)について、「軽微基準」に該当し、「重要事実」の対象にもならない情報</p> <p>(ii) 親会社等による売出し等により「主要株主の異動」が発生する可能性があるという情報</p> <p>また、上場会社等は、インサイダー取引規制における「重要事実」や「公開買付け等事実」と同一の情報管理態勢の運用を行うことでよいか。</p>	<p>FD ルールは、(a)未公表の確定的な情報であって、(b)公表されれば有価証券の価額に重要な影響を及ぼす蓋然性のある情報を対象とするものです。FD ルールの対象となるか否かについては、個別事案ごとに実態に即して判断されるべきものですが、上場会社等が問2の(答)②や③の方法により情報を管理する場合、</p> <p>(i) 組織再編などに関する情報のうち、インサイダー取引規制における軽微基準に該当する情報や、</p> <p>(ii) 親会社等による売出し等により「主要株主の異動」が発生する可能性があるという情報については、当面、重要情報として管理しないことも考えられます。</p> <p>ただし、取引関係者から、これらの情報が上場会社等の有価証券の価額に重要な影響を及ぼす蓋然性があるものとして、重要情報に該当するのではないかとの指摘を受けたときには、問3の(答)のような対応を取ることが考えられます。</p>
6	<p>FD ルールにおける重要情報は、インサイダー取引規制上の重要事実と同様、有価証券の種類に応じて変わってくるとの理解でよいか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
7	<p>事故や災害などの事象が発生した場合において、取引関係者から発生した事故や災害などによる業績への影響を問われ、「影響が軽微である」旨の回答を行うことは、FD ルールの対象となるのか。</p>	<p>発生した事故や災害などの事象による業績への影響が公表されても、上場会社等の有価証券の価額に重要な影響を及ぼす蓋然性がない場合には、FD ルールの対象となる重要情報には該当しないと考えられます。</p> <p>また、問2の(答)②においては、インサイダー取引規制の対象となる情報、及び決算情報であって、有価証券の価額に重要な影響を与える情報を</p>

		<p>管理することとされており、事故や災害などによる損害額が、インサイダー取引規制における軽微基準を超えない場合には、当該事故等による損害に関する情報は、インサイダー取引規制におけるバスケット条項に該当しなければ、問2の(答)②の対象となる情報には該当しません。</p> <p>なお、上場会社等においては、金融商品取引所が定める適時開示制度により、不明確な情報の真偽を明らかにする開示を求められておりますので、大規模な災害等が発生した場合には、当該制度に基づく開示の必要性についても併せて検討する必要があります。</p>
8	<p>FD ルールにおける重要情報と、</p> <p>(i) 法人関係情報、</p> <p>(ii) 「アナリスト・レポートの取扱い等に関する規則」(日本証券業協会)第8条が定める「重要情報」、</p> <p>(iii) 「「協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則」に関する考え方」(日本証券業協会)で示されている「現時点では法人関係情報ではないが、将来法人関係情報になる蓋然性が高いと考えられる情報」や「示唆情報等」、</p> <p>(iv) 「協会員のアナリストによる発行体への取材等及び情報伝達行為に関するガイドライン」(日本証券業協会)が定める「未公表の決算期の業績に関する情報」や「未公表の決算期の業績以外に関する定量的情報のうち業績が容易に把握できることとなるもの」がどのような関係にあるのか教えてほしい。</p>	<p>法令用語である FD ルールにおける重要情報と、法人関係情報との関係は、以下の(i)のとおりです。日本証券業協会が定める規則等の用語に係る具体的な定義については、同協会にご確認頂きたいと考えますが、(i)を前提とすれば、それぞれの用語と FD ルールにおける重要情報との関係は、以下の(ii)から(iv)のように考えられます。</p> <p>(i) FD ルールにおける重要情報と、法人関係情報との関係については、上場会社等や金融商品取引業者等によって管理する情報の範囲が異なり得ることなどから、一概に申し上げることは困難ですが、金融商品取引業者等の現行の実務においては、金融商品取引業者等の管理する法人関係情報の範囲に、FD ルールにおける重要情報が含まれる例が多いものと考えられます。</p> <p>(ii) 日本証券業協会の「アナリスト・レポートの取扱い等に関する規則」が定める重要情報(以下「協会規則の重要情報」といいます。)には、法人関係情報に加え、「未公表の情報であって投資者の投資判断に重要な影響を及ぼすと考えられるもの」等が含まれることから、金融商品取引業者等において、FD ルールにおける重要情報を包含する形で法人関係情報を設定・管理している場合、協会規則の重要情報の範囲に、FD ルールにおける重要情報が含まれる例が多いものと考えられます。</p> <p>(iii) 日本証券業協会の「「協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則」に関する考え方」には、それ自体は法人関係情報に含まれない情報として、「現時点では法人関係情報ではないが、将来法人関係情報になる蓋然性</p>

		<p>が高いと考えられる情報」や「示唆情報等」が記載されているものと承知しています。金融商品取引業者等において、FD ルールにおける重要情報を包含する形で法人関係情報を設定・管理している場合、「現時点では法人関係情報ではないが、将来法人関係情報になる蓋然性が高いと考えられる情報」や「示唆情報等」は重要情報には含まれない例が多いものと考えられます。</p> <p>(iv) 日本証券業協会の「協会のアナリストによる発行体への取材等及び情報伝達行為に関するガイドライン」には、①協会規則の重要情報に該当する、若しくはそれを内包する、又は他の情報と組み合わせることにより協会規則の重要情報となり得る情報として、「未公表の決算期の業績に関する情報」が、②他の情報と組み合わせることや簡単な計算を行うこと等により間接的に業績に結び付き、業績が容易に予測できる情報として、「未公表の決算期の業績以外に関する定量的情報のうち業績が容易に把握できることとなるもの」が、それぞれ記載されているものと承知しております。従って、これらの情報については、個別に FD ルールにおける重要情報に該当するかを検討する必要があると考えられます。</p>
<p>●問3（重要情報との指摘を受けた場合の対応）</p>		
<p>9</p>	<p>ガイドライン問3の(答)の記載は、FD ルールの対象となる重要情報に該当するか否かについて、上場会社等と取引関係者との間の「合意」で決められるかの印象を与えかねないことから、誤解が生じないように記載を修正してほしい。</p> <p>また、伝達した情報が重要情報に該当するか否かについて見解が相違する場合、FD ルールの趣旨を踏まえ、可能な限り速やかに当該情報を開示することを検討するほか、重要情報の該当性について当局への照会や法律顧問の意見を徴するなど、FD ルールの趣旨に沿って情報開示の要否の判断を行うことを検討すべきであることをガイドラインに記載してほしい。</p>	<p>ご指摘のとおり、FD ルールの対象となる重要情報の該当性は、上場会社等と取引関係者との間の「合意」で決められるような性質のものではなく、上場会社等から取引関係者に伝達された情報が重要情報に該当するか否かによって判断されるものと考えられます。問3の(答)は、こうした考え方の下、上場会社等から情報の伝達を受けた取引関係者が、当該情報が重要情報に該当すると考える場合についての対応として、両者の対話を通じて対応することが考えられる旨を記載しているところであります。</p> <p>なお、重要情報への該当性について、上場会社等と取引関係者の見解が相違し、合意がみられない場合には、上場会社等が有価証券報告書等を提出している財務局等に連絡することが考えられます。財務局等も含めて検討した結果、当該情報が重要情報に該当し、公表すべきものである場合の対応については、FD ルール・タスクフォース報</p>

		告において、上場会社等にまずは情報の速やかな公表を促し、これに適切な対応がとられなければ、行政的な指示・命令を行うことによって、ルールの実効性を確保することが適当であるとされているところです。
10	伝達された情報が公表情報と思い込んでいる場合など、上場会社等や取引関係者が情報伝達時点では重要情報に該当することに気付かず、事後的に上場会社等から「伝達した情報は重要情報に該当するが公表しない」と説明を受けた場合で、その前に取引してしまっている場合や他の取引関係者に伝達してしまっている場合は、何か特別な対応は必要になるのか。	金融商品取引業者等においては、金商法令上、適切に法人関係情報を管理することが求められています。また、伝達された情報が重要事実該当する場合、当該重要事実の公表前に取引を行った者は、インサイダー取引規制の対象となることも考えられます。
11	ガイドライン問3の(答)②や③に記載された対応を取る場合、上場会社等が判断に至った経緯等に関するエビデンスを残さないのであれば、取引関係者がエビデンスを残す必要があるか。	FD ルール自体は、上場会社等や取引関係者に対して、ご指摘のようなエビデンスを残すことを義務付けるものではありませんが、他のルールや実務上の要請に応じ、上場会社等や取引関係者において、ご指摘のような対応が必要との判断を行うこともあり得ると考えられます。
●問4（企業の将来情報に関する議論等の取扱い）		
12	ガイドライン問4の標題の「企業の将来に関する議論等の取扱い」において使用されている「企業の将来」という表現について、「将来情報」又は「将来事象」などの表現であれば理解できるが、同問の(答)①から③において「企業の将来」についての議論は言及されていない点で、見直しが適当ではないか。	問4の標題の「企業の将来に関する議論」という文言は、同問の(答)①において記載している「中長期的な企業戦略・計画等に関する経営者との議論」を指すものとして記載していたものですが、ご指摘を踏まえ、標題を「企業の将来情報に関する議論等の取扱い」に修正いたします。
13	ガイドライン問4の(答)①について、中長期的な企業戦略・計画等に関する議論の中で、経営に関するいくつかの仮説や選択肢に言及することがある。こうした仮説や選択肢は、確定的な情報ではないことから、FD ルールの対象とはならないとの理解でよいか。	個別事案ごとに実態に即して判断されるべきものですが、一般的には、ご指摘の仮説や選択肢についての情報は、確定的な情報とは言えず、FD ルールの対象とはならないものと考えられます。
14	ガイドライン問4の(答)①の「中期経営計画の内容として公表を予定している営業利益・純利益に関する具体的な計画内容など」が、FD ルールの対象となる情報になり得る例として挙げられているが、これらの記載が重要情報に該当する理由を教えてください。また、中期経営計画の内容として公表を予定している具体的な計画内容について、「営業利益・純利益」と記載されている理由を教えてください。	問4の(答)①に記載のとおり、中長期的な企業戦略・計画等に関する経営者との議論の中で交わされる情報は、一般的には FD ルールにおける重要情報に該当しないと考えられます。ただし、中期経営計画に含まれている具体的な計画内容が、それ自体として投資判断に活用できる確定的な情報を含んでいて、当該情報が公表されれば有価証券の価額に重要な影響を及ぼす蓋然性がある場合には、FD ルールの対象となり得ると考えられま

		<p>す。なお、「営業利益・純利益」の記載については、中期経営計画において、これらに関する具体的な計画を記載する例が多いことから、例として示していますが、「中期経営計画の内容として公表を予定している営業利益・純利益に関する具体的な計画内容」が常にFD ルールの対象となるものではありません。</p>
15	<p>ガイドライン問4の(答)②において、「契約済みの為替予約レートの数値」が「その後の実体経済と比較することで容易に今後の企業の業績変化が予測できる情報」の例として挙げられているが、例えば、「為替や市況関連ヘッジの有無、またそのおおよその比率」や「外貨取引における調達通貨」などについての概略、方針、規律に係る情報は、「一般的にそれ自体ではFD ルールの対象となる情報に該当しないと考えられる情報」との理解でよいか。</p> <p>また、重要情報に該当する情報であるかどうかを企業が正しく判断することができるよう、問4で示された考え方が同様に当てはまる重要情報について、できる限り多くの事例を示してほしい。</p>	<p>ご指摘の問4の(答)②における記載は、補足情報等であっても重要情報に該当するものもあり得る例を示したものであり、「契約済みの為替予約レート」が常に「その後の実体経済の数値と比較することで容易に今後の企業の業績変化が予測できる情報」に該当することを示したものではありません。ご意見を踏まえ、ガイドライン案の記載を修正いたします。また、ご指摘の「為替や市況関連ヘッジの有無、またそのおおよその比率」や「外貨取引における調達通貨」といった情報についても、その後の実体経済の数値と比較することで容易に今後の企業の業績変化が予測できるなど、公表されれば有価証券の価額に重要な影響を及ぼす蓋然性のあるものではない限り、FD ルールの対象となる情報には該当しないものと考えられます。</p> <p>なお、FD ルールの実施に当たっては、上場会社等と投資家との対話の中で、実務の積上げを図っていくことが望ましいと考えられているところであり、当庁では、今後の実務の積上げを踏まえ、FD ルールの理解に資するよう必要な情報提供などに努めてまいります。</p>
16	<p>ガイドライン問4の(答)③の「モザイク情報」という用語は、米国において「モザイク情報」という用語が確立されたものとしているかの印象を与えかねない。これは米国での議論を参照したものでなく、和製英語であり、違和感が残ることについて意見を述べておきたい。</p>	<p>ご指摘ありがとうございます。</p> <p>FD ルール・タスクフォースにおいては、「モザイク情報」という用語を、他の情報と組み合わせることによって投資判断に影響を及ぼし得るものの、その情報のみでは、直ちに投資判断に影響を及ぼすとは言えない情報を指すものとして議論が行われたことから、ガイドラインにおいても同様の意味で使用しております。</p>
17	<p>商品の販売実績の販売件数と平均単価のどちらか一方のみの情報の伝達をする場合において、その伝達の相手方が過去の実績を知っている場合であっても、伝達される情報のみでは当期の売上高や利益の額ないし前期と比較した増減を推定するには足りない場合は、FD ルールの対象とならないとの理解でよいか。</p>	<p>ご指摘のような販売件数と平均単価のどちらか一方のみの情報を伝達する場合で、その情報のみが公表されても、有価証券の価額に重要な影響を及ぼす蓋然性があるとはいえない情報については、FD ルールの対象にならないものと考えられます。ただし、当該情報と過去に提供されたその他の情報とを一体として見た場合、上場会社等の業</p>

		績を容易に推知し得るような場合には、FD ルールの対象となる可能性があります。
●問5（重要情報の適切な管理のために必要な措置）		
18	<p>金融商品取引業者や登録金融機関が、日本証券業協会の「法人関係情報管理規程(社内規程モデル)」を参照し社内規則等を規定している場合、対象となる情報の範囲が重要情報を含んでおり、かつ当該社内規則等が登録金融機関業務以外の業務に従事する者にも適用されるのであれば、新たな社内規則等の整備は不要との理解でよいか。</p> <p>また、既に「チャイニーズ・ウォール」に関する法令等を遵守している証券会社に対し、更なる規制を課すものではないとの理解でよいか。</p>	<p>金融商品取引業者や登録金融機関における新たな社内規則等の整備の要否は、各登録金融機関において定められている個別の社内規則等の内容に応じて判断すべきものですが、ご指摘のような社内規則等が整備され、適切な情報管理が行われている場合、基本的には新たな社内規則等の整備は不要であると考えられます。</p> <p>なお、FD ルールは、金商法令や日本証券業協会の規則に基づいて適切に法人関係情報の管理態勢を整備している金融商品取引業者等に対して、新たな規制を課すものではありません。</p>
19	<p>ガイドライン問5について、伝達を受けた情報を「利用しないための的確な措置」を講じるだけでは不十分なことが多いことから、当該措置に情報隔壁・ウォールの整備を加えた適切な情報管理等の利用制限のための具体的措置について言及することが適当ではないか。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>FD ルールの対象となる取引関係者の多様性を勘案して、問5の(答)では「重要情報が公表される前に金融商品取引業等において利用しないための社内規則等を整備し、当該社内規則等を遵守するための従業員に対する研修その他の措置」との記載としていますが、対象となる取引関係者によっては、重要情報公表府令第5条の「利用しないための的確な措置」を確保する観点から、ご指摘のような措置を講じることも考えられます。</p>
20	<p>ガイドライン問5の(答)について、例示であっても、役員が含まれない点で「従業員」という表現では不十分であり、法第 27 条の 36 第1項第1号の「役員等」を使用すべきではないか。</p>	<p>「従業員への研修その他の措置」には従業員のほか役員に対する研修も含まれます。この点を明らかにするため、ご指摘を踏まえ、問5の(答)の記載を「役員・従業員への研修その他の措置」に修正いたします。</p>
●問6（親会社への情報伝達の取扱い）		
21	<p>上場会社等の親会社への情報伝達のほか、上場会社等が他の会社の関連会社である場合についても、当該上場会社等の属する企業グループの経営管理のために、当該上場会社等を関連会社としている株主に重要情報を伝達するときは、FD ルールの対象とならないとの理解でよいか。</p>	<p>上場会社等が、投資家に対する広報(いわゆるIR)とは関連しない形で、上場会社等の属する企業グループの経営管理のために、自らの株主である他の会社に重要情報を伝達する行為は、通常、「投資者に対する広報に係る業務に関して」行われるものではなく、FD ルールの対象とはならないものと考えられます。</p>

22	<p>上場会社である持株会社の主要な事業子会社の管理部門の従業員が、機関投資家に情報を伝達した場合には、FD ルールの対象とならないとの理解でよいか。</p>	<p>個別事案ごとに実態に即して判断されるべきものですが、上場会社の主要な事業子会社の管理部門の従業員が、当該上場会社の「投資者に対する広報に係る業務」のための説明の一部として当該事業子会社の状況を説明する役割を負っているような場合については、当該従業員によるFD ルールの対象となる重要情報の伝達は、当該上場会社の役員等からの指示に基づく伝達としてFD ルールの対象となり得るものと考えられます。</p>
<p>●問7（証券会社の投資銀行業務を行う部門等への重要情報の伝達）</p>		
23	<p>ガイドライン問7の(答)①について、 (i)「投資銀行業務を行う部門」とは、上場会社等との間で資金調達や有価証券の引受け等に関する相談及び執行を行うことを業務としている部門並びに当該部門及びそれ以外の部門を統括する部門(「社長」や「支店長」を含む。)を包括的に示している、 (ii)個別案件において投資銀行業務の遂行のために必要がある場合、投資銀行業務を行っていない部門に属する者を法人関係情報を統括して管理する部門の管理下に置くことにより、投資銀行業務を行う部門に属する者として扱ってよい、 (iii)重要情報の伝達を受けた取引関係者が、その投資銀行業務の遂行のために必要な範囲で、当該取引関係者の関係会社に当該重要情報を伝達する場合であっても、当該重要情報が投資銀行業務を行う部門以外に伝わらないように管理されている場合は、当該重要情報の公表は不要、との理解でよいか。</p>	<p>個別事案ごとに実態に即して判断されるべきものですが、 (i)については、適切な法人関係情報の管理態勢を整備した上で、ご指摘のような業務を行っている部門は、問7の(答)①の「投資銀行業務を行う部門」に当たり得ると考えられます。 (ii)については、投資銀行業務を行っていない部門に属する者が、個別の案件において、投資銀行業務を行う部門に属する者として、適切な法人関係情報の管理態勢のもとで重要情報の伝達を受ける場合には、問7の(答)①の「投資銀行業務を行う部門」に属する者として扱い得るものと考えられます。 (iii)については、投資銀行業務の遂行のため、取引関係者が関係会社に重要情報を伝達する際には、業務上必要な範囲での関係会社への伝達について、上場会社等との間で合意があることが通例であると考えられます。このような場合において、当該取引関係者の関係会社が守秘義務等を負っているときは、当該重要情報の公表が行われなかったとしても、市場の信頼が害されるおそれは少ないと考えられます。</p>
24	<p>上場会社等が証券会社の営業担当者に重要情報を伝達する場合であっても、当該営業担当者が社内規則等により「守秘義務」や「有価証券の売買の禁止」に係る義務が課されていることを説明し、適切な法人関係情報管理を約束することで、当該重要情報を公表する必要はないとの理解でよいか。</p>	<p>上場会社等が証券会社の営業担当者に重要情報を伝達する場合、伝達の際に当該情報が「重要情報」であることを相互確認した上で、当該証券会社の社内規則等により「守秘義務」や「有価証券売買の禁止」に係る義務が課されていることが説明され、適切な法人関係情報管理が相互に合意され、実施されている場合には、当該上場会社等には、FD ルールに基づく公表は求められないものと考えられます。</p>

25	<p>外国において金融商品取引業と同種類の業務を行う者の投資銀行業務を行う部門への重要情報の伝達についても、当該者においてガイドライン問7の(答)に記載された態勢が構築されている場合は、重要情報の公表は不要との理解でよいか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
<p>●その他（法第 27 条の 36 第 1 項）</p>		
26	<p>株主総会で重要情報を伝達してしまった場合、株主総会は「広報に係る業務」には該当せず、FD ルールの適用外の場面ともなってしまうと考えられる。ガイドラインにおいて、株主総会の場面であっても FD ルールの対象外となるものではなく、FD ルールの趣旨を踏まえて適切な対応が望まれる、などの考え方を示すべきではないか。</p>	<p>株主総会において、広報に係る業務として情報が提供される際に、当該情報が(a)未公表の確定的な情報であって、(b)公表されれば有価証券の価額に重要な影響を及ぼす蓋然性がある情報である場合には、FD ルールの対象になるものと考えられます。</p>
27	<p>上場会社等の IR・広報担当者以外の者が、法第 27 条の 36 第 1 項の「取引関係者に情報を伝達する職務を行うこととされている者」に該当することがあるのか。</p>	<p>一般的には、上場会社等の役員及び IR・広報部門等の担当者が法第 27 条の 36 第 1 項の「取引関係者に情報を伝達する職務を行うこととされている者」に該当するものと考えられますが、例えば、決算説明会において財務担当者が決算内容の説明をすることとされている場合などには、IR・広報部門等の担当者以外の者が、上場会社等の業務遂行において「取引関係者に情報を伝達する職務を行うこととされている者」に該当する場合もあり得るものと考えられます。</p>
28	<p>法第 27 条の 36 第 1 項ただし書に規定する守秘義務を負う者について、上場会社等と取引関係者の間で、守秘義務に関する黙示の合意がある場合や、最高裁の判例(最三小決平成 19 年 12 月 11 日民集 61 巻 9 号 3364 頁)にある顧客情報につき、商慣習上又は契約上当該顧客との関係において守秘義務を負う場合は、改めて守秘義務契約を締結する必要はないとの理解でよいか。</p> <p>法第 27 条の 36 第 1 項ただし書による「法令により」売買してはならない義務を負う場合について、どのような法令を想定しているのか明らかにしてほしい。</p>	<p>金融機関が、上場会社等との間で黙示の合意や商慣習等により守秘義務を負う場合については、改めて守秘義務契約を締結する必要はないものと考えられます。</p> <p>法令により売買等をしてはならない義務を負う例としては、金融商品取引業者の役員又は従業員における、法人関係情報に基づく、自己の計算において当該法人関係情報に係る有価証券の売買その他の取引等を行うことの禁止(金商業等府令第 117 条第 1 項第 16 号)や、信用格付業者における、信用格付業の業務に関して知り得た情報を信用格付業を遂行するための目的以外に利用しない措置の整備(金商業等府令第 306 条第 1 項第 12 号イ)が挙げられます。</p> <p>取引関係者が、上場会社等に係る重要情報について守秘義務を負うとともに、法令に基づき、当該上場会社等の発行する有価証券の売買等をしてはならないことが実効的に確保されている場合</p>

		には、当該重要情報の公表が行われなかったとしても、市場の信頼が害されるおそれは少ないと考えられます。
--	--	--